「分権時代における県の在り方検討委員会」

中間とりまとめ　概要版

（平成１６年３月　愛知県）

【中間とりまとめ（本文）の構成】		【概要版の構成】
Ⅰ　序論 Ⅱ　補完性の原理と地方分権 Ⅲ　愛知県の特徴と市町村合併の動向	→	Ⅰ 検討の背景・視点等
Ⅳ　官と民の役割分担の在り方 Ⅴ　国・県・市町村の役割分担の現状 Ⅵ　基礎自治体（市町村）の在り方 Ⅶ　広域自治体（県）の在り方 　１　中間自治体としての役割の在り方 　２　広域自治体としての役割の在り方 　３　県境を越えた地域課題への対応	→	Ⅱ 各主体の役割分担の在り方
Ⅷ　新たな広域行政制度の導入	→	Ⅲ 新たな広域行政制度の導入
Ⅸ　残された課題		

Ⅰ　検討の背景・視点等

【検討の目的】

現在及び将来の社会環境の変化を展望し、地方自治の理念に立脚したよりよい社会を構築していくために、公の領域における各主体（国、広域自治体、基礎自治体、民間）の役割分担の在り方と、特にその中における広域自治体の在り方を「主として制度面」から検討。

【想定すべき環境変化】

・少子高齢社会、人口減少社会の到来
・住民の自立意識・自治意識の高まり
・社会・経済活動の広域化・グローバル化
・国・地方の財政危機

【各主体の在り方を考える基本的視点】

・多様化する住民ニーズや地域の姿への的確な対応

・住民や地域の意欲・活力の最大限の発揮
・世界との結びつきや競争の強まりから生じる諸課題への的確な対応
・厳しい財政状況の下で、最も効率的・効果的なシステムの構築

【補完性の原理】

キリスト教社会倫理に由来する考え方で、政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだという原則。より簡単に言うと「問題はより身近なところで解決されなければならない」とする考え方。

①個人でできることは「個人」で解決
②個人でできないときは、まず「家庭」がサポート
③家庭で解決できないときは、「地域あるいはＮＰＯ（民間非営利団体)」がサポート
④①～③で、どうしても解決できない問題について、はじめて「政府」が問題解決
⑤政府の中でまず取り組むべき主体は、市民に近い「基礎自治体（現在は市町村)」
⑥基礎自治体でどうしても解決できない問題については「広域自治体（現在は都道府県)」
⑦広域自治体でも解決できない問題についてはじめて「中央政府」がサポート

【地方分権の動向】

・平成７年に地方分権推進法制定、地方分権推進委員会発足（１３年７月まで)。政府は１０年に地方分権推進計画策定。１２年４月に地方分権一括法施行。
・この「第１次分権改革」では、機関委任事務の廃止と自治事務・法定受託事務化に代表される、広い意味での国の関与の縮小が最大の成果。ただし、①地方税財政制度、②法令による事務の義務付け、③新たな地方自治の仕組み、④事務移譲、⑤住民自治の拡充など残された課題も多い（「未完の分権改革」)。
・このうち「事務移譲や関与の縮小」については地方分権改革推進会議で取り組み中。「地方税財源」については三位一体の改革が進行中。「住民自治の拡充（地域自治組織等)」を含む基礎自治体の在り方及び広域自治体の在り方について、地方制度調査会の答申を踏まえ一部具体化。

・地方自らが制度改革を提案し実現をめざす動きが進展。

【データからみる愛知県の特徴】

・「人口」は７１２万３千人（１４年１０月推計人口）で、全国４７都道府県中第４位。全国平均は約２７０万人。
・「財政力指数」は、０.８３４（１１～１３年度平均）で東京都に次いで２番目に高い。全国平均は０.４０５。
・「県内総生産」は、３３兆5,５７５億円（１２年度）で全国第３位。これは、オランダやスイス、アメリカではミシガン州（全米第９位）に匹敵する規模。
・「県内の市町村数」は８７（市３２、町村５５）。１５年4月１日現在（８８市町村）では、全国で兵庫県と並んで多い方から１０番目。
・市（政令指定都市を除く）の財政力指数は０.９９、町村の財政力指数は０.7６（１１～１３年度平均)。市、町村とも全国平均を大きく上回る。

【愛知県における市町村合併の動向】

・１６年3月１５日現在で、市町村合併特例法に基づく「法定協議会」が８地域計３０市町村、「任意協議会」が3地域１１市町で設置。
・この中には、事実上協議会の廃止や協議会からの離脱を決めたところがある一方で、別の地域においては、新たな枠組みで合併協議を始めようというところもあるなど、流動的な状況。

II　各主体の役割分担の在り方

１　官と民の役割分担の在り方

○　近年、①市場原理や民間の事業機会の拡大の要請、②財政危機等に伴う行政における民間手法の導入、③福祉等での新たな公的活動の領域（ニーズ）の拡大、④ＮＰＯなど公益活動を担う新たな主体の登場等から、公の領域における民間の役割が拡大。

○　今後も、「個人」、「地域団体・ＮＰＯ」、「企業」など様々な民間主体が、公の領域において多様な活動を担う社会への変革が進展。行政においても、「補完性の原理」に基づき、民間で可能なものは民間に委ねることを基本にするとともに、民間活動を促進する取組や仕組みづくりが必要。

【民間の役割を高めるための県・市町村の取組課題】

・構造改革特区制度の活用、県版規制改革（規制緩和・撤廃）
・ＮＰＭ（New Public Management）の推進（民間委託、民間開放・民営化、ＰＦＩ、民間的経営手法の導入等）
・行政が保有する情報の民間との共有など、官・民の活動条件（競争条件）の共通化（公平化）
・住民・ＮＰＯとの協働の拡大
・「地域自治区（地域自治組織）」、「コミュニティ・レベルの住民自治組織」等の研究・導入

官と民の役割分担（活動領域）のイメージ図
（公益性と市場性に着目した分類）

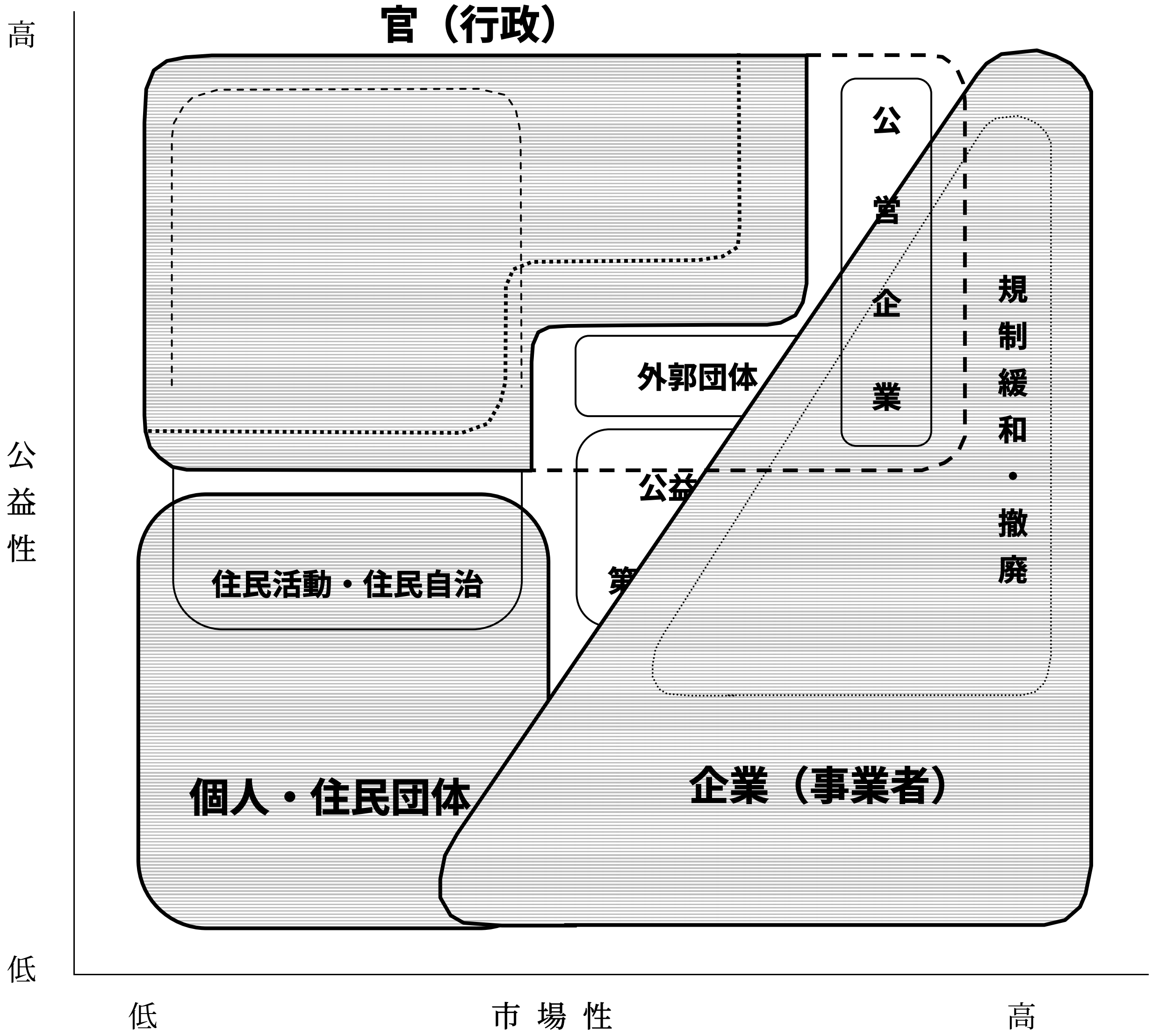

２　国・県・市町村の役割分担の現状

国・県・市町村の事務分担のイメージ図
（広域性と高度専門性に着目した整理）

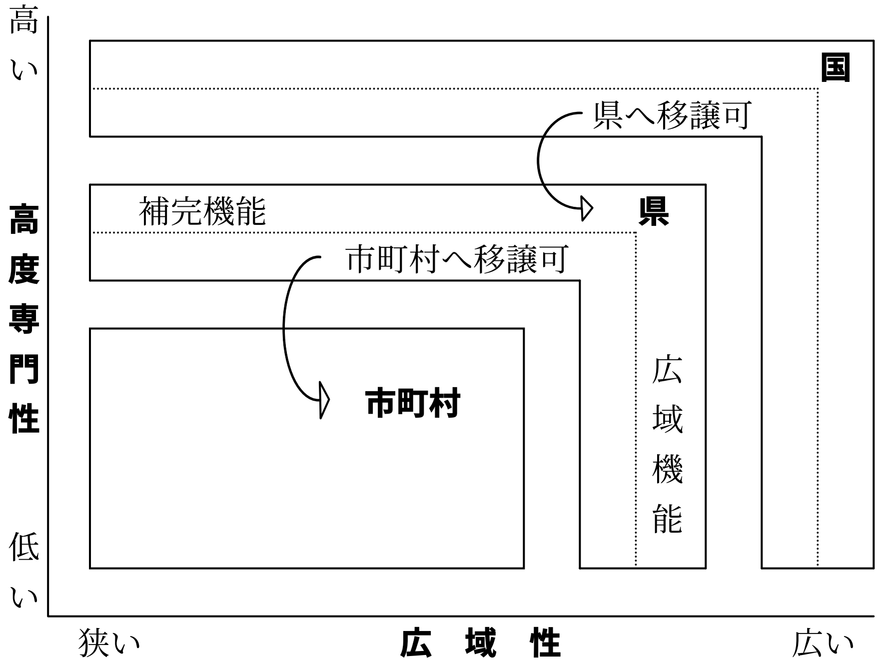

３　基礎自治体（市町村）の在り方

○　これまでの市町村は、国が法令で定めた事務を、県の指導のもとで定型的に実施するという「事務執行主体」とも呼べる役割が中心。

○　近年、中央集権のもとでの全国画一的な政策に限界が生じる中で、市町村において、まちづくりや産業振興など「地域の発展を主体的に担う役割」が重要に。さらに、多様化する地域ニーズ・住民ニーズを的確に反映した取組を立案・推進するに最もふさわしい主体は、「地域・住民に最も近い市町村」。

○　今後、市町村の役割は拡大。住民生活や地域に密着した行政分野については、自己完結的に、自らの権限と責任において地域の実情に応じた取組を推進する「**自立した政策自治体**」への転換が必要。

○　そのためには、「権限」、「財源」、「人間（人材）」のいわゆる「三ゲン」の強化が必要。また、それと密接に関連するものとして、「市町村の規模（人口規模）」が重要。

【自立した政策自治体に向けた市町村の取組課題】
・自立した行財政運営を可能にする規模という視点のもとでの「自

主的な市町村合併」の推進
- 単独で実施が困難な場合における「市町村共同の取組」の推進
- 現在の「権限移譲制度」の有効活用やその拡大
- 望ましい税財源制度に向けた主体的取組
- 職員の政策形成能力の向上や「**共通する政策課題に関する共同研究**」の推進
- 住民参加やＮＰＯとの協働のもとでの地域の知恵を結集した取組
- 市町村の規模など実情に応じた「**都市内分権**」の推進

４　広域自治体（県）の在り方

（現　状）		**（将　来）**
中間自治体としての役割	補完機能	市町村の規模・能力の拡大に伴い縮小
	連絡調整機能	（同上）
	市町村支援機能	事業支援から自立支援へ変化
広域自治体としての役割	広域機能（事業エリアのみならず、事業効果や対象者・ニーズ等が広域にわたる場合も含む）	一部は広域化した市町村へ（より広域性が高いものに重点化）＋国からの権限・事務移譲を受ければ拡大

（１）中間自治体としての役割の在り方

○　中間自治体としての県は、(1)市町村がその規模・性質等から処理するに適さない事務を処理するとともに（補完機能）、(2)財源、情報等様々な面で市町村の行政運営を支援（支援機能）。さらに、(3)国と市町村や市町村間の連絡調整事務を実施（連絡調整機能）。

○　今後、市町村合併の進展等による市町村の規模・能力の拡大に伴い、「県の補完機能は徐々に縮小」（すべての市町村が自立した基盤を有することになれ

ば大きく減る)。

○　それまでの間においても、現在県が担っている事務の中で、地域や住民に密着し、市町村で担った方がよいものについて「積極的に市町村に委ねる」ことが必要(「補完性の原理」からは、住民生活に関するもの等は原則市町村。市町村に委ねることができない場合において県が立証責任を負うべき)。

○　市町村への補完・支援の在り方についても、(1)「**垂直補完**」**から**「**水平補完の支援**」へ、(2)「事務事業の円滑な執行」に重点をおいた支援から、「**自立した行財政運営を促進**」するための支援へ重点を移すべき。

【市町村の自立支援に向けた県の取組課題】
- 市町村自立支援に向けた**「基本方針及び総合プログラム」**の作成
- 市町村の「自主的合併」の促進及び「市町村共同の取組」の支援・誘導
- 県から市町村へのさらなる「権限移譲」や、県の市町村に対する「関与の縮小」(政令指定都市〔名古屋市〕に対しても、現行の政令指定都市制度のもとで、一層の権限移譲と関与の縮小)
- 専門能力、実務上のノウハウ、政策形成能力など自立した行財政運営に必要な市町村の「能力向上」の支援(能力向上に重点をおいた職員研修・職員派遣、県・市町村における「**政策情報の共有化**〔ネットワーク化〕」)
- 東三河など地域の実情に応じた分権型の地方機関等の在り方検討
- 合併してもなお自立が困難な市町村について、「水平補完」、「垂直補完」、「県と市町村による広域連合」など地域の実情に応じた最も適切な方策による支援

(2)広域自治体としての役割の在り方

○　県の事務事業の多くは「広域事務」に該当しており、広域機能(広域施策の推進や広域事務の執行)は県の役割の中核。

○　ただし、(1)国が法律で制度を創設し、基準等を設け、県はそれに基づき事務を執行するという側面が強く、また、(2)現在国で実施している事務の中で、地域性が高く地方で実施した方が望ましいものが存在。さらに、(3)権限のみならず、財源や情報など地域経営を担う資源についても中央に集中。

○　広域機能は今後も県が担うべき主要な役割。ただし、基礎自治体の広域化に伴い一部は基礎自治体へ移り、より広域性の高いものに「重点化」。また、

国から権限・事務の移譲を受ければ「拡大」。

○　そうしたうえで、今後は、(1)従来の分野ごとの事務の執行を中心とする「広域事務執行主体」から、(2)分野横断的に地域の課題に応じた政策づくりや総合的な行政サービスを担う「総合行政主体」、さらには、(3)民間など関係主体と連携・協働しながら、資金、人材、情報など地域の資源を有効に活用して主体的に地域の発展をめざす「地域経営主体」への転換が必要。

（総合行政の施策例）

＊産業、雇用、教育、ＮＰＯ活動、コミュニティビジネスなどを組み合わせた「総合雇用対策」の推進

＊水資源開発・管理、森林整備、環境、防災、河川管理等を総合化した「流域単位の国土保全計画」の策定・推進

【総合行政・地域経営主体に向けた当面の取組課題】

・国からの一層の権限移譲や関与の縮小（人口規模等に応じて権限に差異を設ける「**特別県制度**」も検討）

・広域連合に準じ、都道府県にも国の行政機関への権限移譲の要請規定を整備するよう働きかけ

・「法律の不要な義務付け規定」の廃止の促進、分権型の法体系の在り方についての国家的検討機関の設置提言

・「**政策形成のためのシンクタンク機能**」の強化、新たな役割に対応した県庁組織・体制の抜本的改革

・望ましい地方税財政制度の実現に向けた取組

（３）県境を越えた地域課題への対応

○　県の広域自治体として重要な役割の一つは、交通、環境、防災、水資源など県境を越えた地域課題について、関係県や国などと連携・協力し、場合によっては競争しながら解決を図ること。

○　こうした県境を越えた地域課題に対しては、主な課題ごとに広域連携組織を設けて対応。これらの取組の多くはその範囲において概ね有効に機能しているが、総合的な課題や利害が対立する課題などには限界。

○　今後も社会・経済の広域化・多様化等に伴い広域課題はさらに増加・多様化し、それらの取組の主体としての県の役割はより重要に。また、県際地域の一体的な地域づくりの強化も必要。

○　さらに、近年、経済・社会のグローバル化の進展から、世界との交流・競

争の活発化に伴う新たな広域課題（①外国からの人・資本の流入に伴う地域的問題、②世界の動きが地域の生活・産業・雇用等に直接影響を及ぼすことによる問題、③世界的な地域間競争への対応など）も顕在化。それらに対応した「世界を視野に入れた地域戦略」を担う主体としての役割が重要に。

【広域連携・地域戦略強化に向けた当面の取組課題】

- 課題を共有する県同士による共同計画、共同条例、共同事業など「県共同での取組」の推進
- 「**県同士による広域連合**」の設立（交通計画・交通政策、水資源の開発・調整・水源地域保全、環境問題、観光振興、研修などの人材育成やシンクタンク機能）
- 「官・民共同の広域連携組織」の設立
- 「**県際地域の一体的な地域づくり**」の強化（共同計画、推進体制強化、情報等県境の壁による障害の解消）

III　新たな広域行政制度の導入

【都道府県合併・道州制の必要性】

○　「地域経営主体」や「世界を視野に入れた地域戦略」を担う主体といった、広域自治体に求められる今後の役割を考えた場合に、県を前提にその連携・協力によって取り組むには限界。

○　中長期的には、以下の観点から、「**都道府県合併**」や「**道州制**」への移行が望ましい。

（１）広域課題の範囲あるいはその背景となる社会・経済活動の範囲により整合すること（現在の県の区域は、日常生活圏、通勤・通学圏、経済圏、広域行動圏などいずれの圏域とも一致していない）

（２）より多くの資源（資金、人材、情報、土地等）を、より有効に活用した地域経営が可能になること

（３）地域の主体性が高まること

（４）規模のメリット等により行財政運営の合理化に資すること

○　「合併」や「道州制」は、この地域が、世界的な地域間競争に対応しつつ、「持続可能な地域づくり」を進めることを可能にするとともに、日本各地の自立的な地域同士の競い合いが、わが国全体の活力の源に。

○　都道府県合併や道州制の基本的なポイントは別表１のとおり。

【都道府県合併・道州制に向けた条件・課題】

基礎自治体の自立

○　「**基礎自治体の自立**」は、都道府県合併や道州制導入の前提。

（１）市町村合併の一層の進展により、市町村数が相当程度（中間自治体として県・道州が無理なく連絡調整等できるまで）減少すること。

（２）自立した行財政運営が可能な規模の市（政令市・中核市・特例市等）が増加するとともに、中・小規模の市町村においても、行政能力が拡大し、現在よりも自立した行政運営が行われること。

国の権限・事務の移譲

○　合併や道州制のもとで、広域課題に的確に取り組むためには、現在国が担っている権限・事務の大幅な移譲が不可欠。

○　現在国が担っている事務で道州等に移譲すべきものや、すでに県が担っている事務で道州等が実施することによりその効果が高まるものの例は以下のとおり。

現在主に国で担っている事務で道州等に移譲すべきものの例	産業再生・業界指導、海外投資・対日投資 職業紹介、労働基準 国道→道州道 一級河川管理（木曽三川・伊勢湾の一体的管理） 国営土地改良、農地転用（４ha 超）、国有林→道州有林、保安林指定・解除（重要流域） 広域計画、エネルギー、水資源開発、 交通・物流対策、情報通信、地域放送 私立大学（認可）、国立大学（独立行政法人）→州立大学等 医師・医薬品
現在県が(も)担っている事務で道州等が実施することによりその効果が高まるものの例	警察、防災 伊勢湾浄化、自動車環境対策、産業廃棄物対策 総合産業雇用政策、中小企業対策、知的財産 観光振興 農地保全・農業振興政策、地域における食料安全保障 森林保全・林業振興政策 学術研究開発、科学技術

県・道州内分権

○　合併や道州制においては、今より地域や基礎自治体との距離が広がることから、県・道州の地方機関への分権が不可欠。

○　(1)本庁は、広域的・総合的計画づくりや、各行政分野における基本政策、交通や環境など広域課題を担うこととし、(2)福祉、教育等地域性が高い事務は政策立案機能も含めて地方機関（あるいは自立した基礎自治

体）が担うべき（別表２）。

○　地方機関としては、原則として「**旧の国**」を単位とする広域の機関を想定（例えば愛知県内は、尾張、三河又は西三河・東三河）。旧の国は、歴史、文化や人々の意識をはじめ、生活、行動、情報など多くの点で現在でも一体性が強い地域であり、雇用問題や流域の国土保全など地域課題の範囲とも共通（「**顔の見える道州制**」）。

○　ただし、地方機関は現行制度では住民の直接のガバナンスが及ばないという問題が残るため、新たな民主的コントロールの仕組みが必要（地域審議会や公選の議会の設置等）。

立法権の分権・分割

○　合併の場合はともかく、道州制においては、事務の実施に関する権限を拡大するだけではなく、国が現在法律で行っている制度づくりの権限、すなわち「立法権の一部を分担」することが望ましい。

○　立法権の配分には、(1)法律の守備範囲を制限したり規律密度を緩めるなどして、条例による規定の範囲を広げる方法と、(2)国と道州の立法権を分割する方法。

○　(1)については、「国の立法制限法」など様々な手法が考えうるが、その一つとして、地方が分担すべき分野については、国の役割は基本法の制定のみとし、具体的な制度の設計は道州や市町村の条例に委ねるという方法も可能。

○　(2)については、道州の権限が明確になるとともに、基礎自治体の条例に優先すると考えられ、道州内における基礎自治体の施策との整合が向上（憲法改正との関連が課題）。

自立性が高い税財政制度の構築

○　都道府県合併については、基本的に現在の制度のもとで地方税財源等の拡充が必要。

○　道州制の場合は、

・自主財源である地方税の大幅拡充

・新たな財政調整制度の在り方

などをポイントとして、新たな税財政制度を構築。

合併・道州の区域

○　合併の範囲や道州の区域は、目的・機能に応じて異なる。

○　地理的条件や人の移動、経済活動の範囲、行政機関の区域等の各種の指標により、愛知県と中部圏各県の結びつきを統計的手法（クラスター分析）によって分析すると、結びつきの強い順から、東海３県、東海４県、東海北陸７県。

○「準連邦制」とも呼べる強力な権限を有する道州制を導入する場合は、全国的に、エリアは広域化（例えばこの地域は中部圏)。

【当面またはステップとしての取組】

○　都道府県合併・道州制は、中長期的な視点から実現をめざす課題であるが、それまでの間においても、広域自治体として求められる役割の変化に対応しうる体制の整備が必要。

○　これらは、都道府県合併や道州制への移行をより円滑に進めるためのステップという意味合いももつ。

特別県制度

○　都道府県の行政需要や行政課題は、人口に応じて大きな差異があるとともに、人口等の多い県においては、課題への対応が県内で完結する割合も高い。

○　このため、課題により近い主体であるとともに、専門職員の配置など行政能力が相対的に高いという観点から、人口規模の大きい都道府県に国からより多くの権限を移譲する「**特別県制度**」の創設を検討すべき。「特別県制度」による国の事務の実施の経験が、将来都道府県合併や道州制において生かされるというメリットも。

広域連合

○　現行法上の制度であり、比較的容易に設立ができ、任意の連携組織に比べて権限等が強く、国からの権限移譲を受けることが可能。長や議員を直接選挙で選ぶ方式を採用すれば、分野を限定した広域自治体として機能。

○　有効な取組が図られる可能性がある分野としては、交通計画・交通政策、水資源の開発・調整・水源地域の保全、伊勢湾浄化や自動車環境対策など環境保全、観光振興、研修などの人材育成やシンクタンク機能など。

○　広域連合に限らず、関係県同士で共同計画・共同条例・共同事業などの「**共同取組の実績**」を重ねることも有効な方法。

別表１　都道府県合併と道州制の比較表

	都道府県合併	道州制Ａ	道州制Ｂ（準連邦制）
性格	・普通地方公共団体	・新たな広域自治体（県を残しその上に道州を設ける議論もある。かつては国の機関とする議論も。）	・同左
法的位置づけ	・地方自治法第６条第１項（都道府県の配置分合等は法律で定める）	・新たな法制度（通常は憲法改正不要）	・同左（場合により憲法改正必要）
組織	・現在の都道府県に同じ	・直接公選による首長と議員（首長は間接選挙というケースもありうる）	・同左
権限･事務	・現在の都道府県に同じ ・広域的観点から国が担っている事務について権限移譲を受けやすくなる（むしろ移譲を受けられないと合併の効果は大きく低下する）。	・基礎自治体で担うべき事務を、基礎自治体に移譲した後の現在の都道府県の事務及び国の地方支分部局の事務 ・条例制定権を強化し、現在国が法律で行っている政策・制度づくりを道州が担うケースも考えられる。	・立法権の分権又は分割
税財源	・現在と同じ	・新たな税財政制度の創設（自主財源である地方税の大幅拡充と財政調整の仕組みがポイント）	・基礎自治体への交付税は道州が配分
設置又は移行手続き	・これまでは特別法が必要。現在、都道府県の発意による合併が可能になるよう、地方自治法の改正作業が行われている（関係都道府県が議決を得て合併を申請し、国会の議決を経て閣議で決定)。	・法律で定める（全国一斉に移行する方法と、一定の道州の要件に合致した場合に順次移行する方法が考えられる。） ・現在の県域を分けるケースもありうる	・全国一斉の移行
想定県数	・２県～４県	・３県～４県（～９県）	・（４県～）５県～９県
特徴	・規模のメリットが働くことにより、合理化に資するとともに大規模な事業の実施や重点的な施策の推進が可能となる。 ・広域的、総合的な視野に立った地域づくりが可能となる。 ・広域的課題に対する意思決定の迅速化が期待できる。 ・広域的観点から国が担っている権限の移譲の受け皿となりうる（その場合、現在地方支分部局の事業に住民のガバナンスが及ばない点等が解消される）。	・権限や税財政面での自立性が大きく高まる。 ・世界を視野に入れた戦略的な地域づくりが可能になる。 ・国内でも知恵と工夫による真の地域間競争が可能となり、活力が高まる。 ・首長経験が、日本のリーダーの養成過程になりうる。	・左の効果がさらに高まる。 ・規模のメリットが大きくなる。 ・全国的にも州が広域化し、自立性が高まる。
問題点	・現在の府県制度は、明治以来１００年以上存続しており、県民の意識にかなり定着している。 ・三重県の伊賀地域、東紀州地域や静岡県の東部・伊豆地域等は、他地域との結びつきが強い。 ・市町村合併が進まないと、市町村数が多くなりすぎる。 ・全国的には、合併から取り残される地域が生じる可能性がある（その場合国に強力な調整機能が残る）。	・国との権限・事務、財源、職員、資産の調整が大きな課題。 ・住民や基礎自治体との時間的・心理的距離が遠くなるとともに、地域の実情に疎くなる可能性がある。 ・道州が条例で国に代わって制度づくりを担う場合、市町村の条例との関係が問題になる。 ・首都圏の州が強大になる懸念がある。	・住民や基礎自治体との距離がさらに遠くなる。 ・東海北陸で州を形成する場合、地域的な一体性が強いとは言えない。
評価のポイント	**・東海三県のような経済・社会的に一体性のある地域や、人口が少ない地域には、地域全体としてはメリットがある。** **・短期的な「狭い県益意識」から脱却した中長期的な「開かれた県益意識」が必要。** **・地域において主体性をもって移行することができる。**	**・実現性がある程度あり、地方の権限が強いという点では望ましい。** **・基礎自治体の自立が進むことが前提となる。** **・税財政制度（特に財政調整制度）の組み立て方がポイント。** **・制度の移行は、合併の場合より国の主導性が強い。**	**・州の権限が格段に強化される一方、広域の州にした場合、自治の単位として適切かという問題がある。**

別表２　道州制における国・道州・市町村の役割分担のイメージ

事務の実施主体による役割分担のイメージ

	国	道州		市町村
		本庁	地方機関（又は市）	
基本安全	・司法、外交、通貨 ・防衛 ・防災	・警察（広域） ・防災（広域）	・警察（地域） ・防災（地域）	・消防 ・防災、防犯
生活環境	・出入国管理 ・地球環境保全	・伊勢湾浄化、自動車環境対策 ・地球環境保全 ・自然環境保全(計画)	・公害防止 ・産業廃棄物 ・自然環境保全(事業) ・男女共同参画、交通安全、文化、国際交流等	・住民登録、戸籍 ・上水道 ・公害防止 ・一般廃棄物 ・（自然環境保全） ・男女共同参画、交通安全、文化、国際交流等
福祉健康	・健康保険、年金	・医師、医薬品	・児童福祉等 ・生活保護 ・地域保健 ・病院、薬局	・介護保険 ・高齢者・障害者・児童福祉 ・生活保護 ・国民健康保険・年金 ・地域保健
教育	・教科書検定	・私立学校（大学含む）・独立行政法人	・道州立高等学校、盲・聾・養護学校	・市町村立小中学校・幼稚園
産業労働	・経済・金融政策 ・通商、関税 ・知的財産 ・技術開発	・総合産業雇用計画 ・産業再生,業界支援 ・海外投資,対日投資 ・知的財産 ・技術開発 ・職業能力開発	・中小企業対策 ・（商店街振興） ・試験研究 ・職業紹介 ・労働基準 ・職業能力開発	・（中小企業対策） ・商店街振興 ・職業紹介
建設	・広域幹線道路	・道州道計画 ・河川管理計画 ・広域都市圏マスタープラン	・道州道（整備） ・一級河川・二級河川管理 ・流域下水道 ・都市計画（区域区分） ・建築確認	・市町村道 ・準用河川 ・公共下水道 ・都市計画（地区計画等） ・建築確認
農林水産	・国際交渉 ・食料需給	・農地保全・農業振興計画 ・森林保全・林業振興計画（広域）	・生産振興 ・農家経営支援 ・道州営土地改良 ・農地転用 ・道州有林 ・森林計画、治山事業、林業振興	・生産振興 ・団体営土地改良 ・農業委員会 ・市町村有林 ・森林計画 ・林業振興
国土交通通信	・科学技術 ・エネルギー ・航空政策 ・全国放送・通信	・科学技術 ・エネルギー ・水資源開発 ・広域交通政策 ・情報・通信、地域放送	・地域交通政策 ・地域情報化	・地域交通事業 ・（地域情報化）

＊道州の地方機関は、原則として「旧の国」を単位とする広域エリアを想定する。
＊市町村の事務は現行の事務とするが、市町村の規模・能力が高まれば道州の地方機関の事務（一部を除く）は市が担うことになる。